

ひとり親家庭を支援します 児童扶養手当制度

～ひとり親家庭の生活の安定と児童のすこやかな成長を支援する～

◆手当を受けられる人（支給要件）

次の要件に該当する児童を養育している母、父または父母に代わって養育している人です。

【年齢】 満18歳に達した年度の3月31日まで

【状況】 児童が次の①～⑨のいずれかに該当していること

- ①父母が離婚している
- ②父または母が死亡している
- ③父または母が重度の障害にある
- ④父または母の生死が不明である
- ⑤父または母が子育てを放棄している
- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けている
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている
- ⑧婚姻によらないで生まれた
- ⑨棄児などで父母がいるかいないか明らかでない

◆所得制限について

前年の所得が一定額以上あるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）に手当の一部または全部が支給停止となります。

◆現況届の提出について

支給認定を受けている方は、毎年8月に「現況届」を提出してください。

◆手当額（月額）について

区分	手 当 月 額		
	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	42,290円	52,280円	58,270円
一部支給	9,980円～42,280円	14,980円～52,260円	17,980円～58,240円

※第2子は5,000円～9,990円、第3子以降は3,000円～5,990円での所得に応じた加算となります。

【お問い合わせ先】 奥出雲町福祉事務所 福祉グループ
有線：31-5386, 31-5376 電話：54-2541

障がいのため介護が必要な方等へ手当を支給します

障害児福祉手当
月額 14,580円

20歳未満で重度の障がいがあり、常時介護を必要とする方（施設入所者を除く）

特別障害者手当
月額 26,810円

20歳以上で著しく重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方（施設入所者や病院等に継続して3ヵ月を超えて入院している方を除く）

特別児童扶養手当

月額 1級 51,450円
2級 34,270円

20歳未満の障がい児の父母等が、当該児童を監護・養育する場合（施設入所者を除く）

■所得制限について

本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が制限額以上あるときは、その年の8月分から翌年7月分までの手当が支給停止となります。

■所得状況届の提出について

手当を受給中の方は、毎年8月に「所得状況届」を提出してください。（用紙は8月上旬にお届けします。）

【お問い合わせ先】 奥出雲町福祉事務所 福祉グループ
有線：31-5376 電話：54-2541

若者雇用就職奨励金／町内企業就職奨励金のご案内

若者の雇用機会の拡大と定住を促進するため、新規学卒者やUIターンされた方を新たに正社員として雇用した事業所に対して奨励金を交付しています。

<申請できる事業所>

- ・奥出雲町内で事業を営んでいる個人または法人
 - ・奨励の対象となる方を正社員として雇用していること
 - ・奨励の対象となる方が三親等以内の親族でないこと
 - ・町及び町に対する債務の滞納のないこと 等
- ※詳しい交付要件について下記までお問い合わせ又は町ホームページをご覧ください。

<奨励金額>

若者雇用就職奨励金

（新規学卒者・UIターン者を雇用した場合）
1名雇用につき 20万円（1年度2名まで）

町内企業就職奨励金（雇用する年の3月に横田高校を卒業した方を雇用した場合）

1名雇用につき 40万円（1年度2名まで）

<申請期間>

奨励の対象となる方を雇用してから6か月を経過した後、6か月以内に申請すること。

例：平成29年4月1日に雇用された場合の申請期間は、平成29年10月1日～平成30年3月31日

お問い合わせ先

地域振興課 有線 31-5270
電話 54-2524

後期高齢者医療被保険者証の 一斉更新について

1. 75歳以上の方（65歳以上で広域連合が障がい認定した方を含む）が、現在お使いの被保険者証「うぐいす（緑色）」は、平成29年7月31日までお使いいただけます。
2. 平成29年8月1日からお使いいただく被保険者証「オレンジ（だいたい色）」は、7月中にお渡しいたします。
3. 平成28年中の所得の状況等により、医療機関でご負担いただく割合が、8月から変更になることがあります。被保険者証に記載されている自己負担割合（「1割」または「3割」）をご確認ください。
4. 平成28年中の所得額等の確定に伴い、7月中に平成29年度の保険料額に関する通知を送付いたしますのであわせてご確認ください。

お問い合わせ先

健康福祉課 有線 31-5123
電話 54-2511

下水道に異物を流さないで！

○町内の下水道ではこんなことが…

公共下水道、農業集落排水の処理施設へ汚水を送るポンプや合併処理浄化槽が、下着や紙おむつ、タオルなどが詰まって止まる事故（公共、農集ではマンホールポンプ内からみつき、停止させる原因となっています！）が、たびたび起き多額の修理代がかかっています。

○下水道が詰まると…

水洗トイレや台所などから流された汚水が下水処理施設まで流れて行けずに、近くのマンホールから道路上にあふれ出てきます。

さらには、ご家庭のトイレなどの排水口からも逆流してくる場合もあります。

○水に溶けないものは流さないよう、みなさんのご協力が必要です！

下水道（トイレなどの排水設備）に流してはいけないもの

- ・水に溶けない紙類・・・ペーパータオル、紙おむつ
- ・原則として、トイレトーパー以外の紙類は流さないでください。
- ・布類・衣類・・・下着（シャツ、パンツなど）、タオル、ハンカチ、ぞうきん

- ・トイレに落としてしまった場合でも必ず拾い上げてください。
- ・油類・・・てんぷら油、エンジンオイルなどの残油・廃油類
- ・油類も固まって下水道管やポンプを詰まらせる原因になります。

また、揮発性の油は下水道管内で可燃性ガスを発生させ、発火・爆発する危険性もあります。

☆本町では下水道を、お住いの区域により公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3種類の事業で管理、運営しています。
上記のような要因による修理費は、加入者の方から頂く使用料から賄われています。ご負担頂いている料金を大切に使うため、下水道をご使用の際は町民の方々のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

水道課 有線 20-4286
電話 52-2676

奥出雲町の情報公開等の 運用状況について

平成28年度中に実施した情報公開等を公表します。

【公文書公開】

①公開の請求	請求件数	3件
	受付件数	3件
②公開の請求に対する決定状況	公開	2件
	本人取下	1件
③請求者の状況		
	請求権者	1団体 2社
④請求担当課別状況（受理）		
	担当課	総務課1件 町民課1件

【個人情報の開示等】 該当はありませんでした。

お問い合わせ先

総務課総務グループ
有線 31-5224 電話 54-2505